



東京税理士会日本橋支部会報

第119号

平成21年1月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www1a.biglobe.ne.jp/tzei2hon/>

発行人 支部長 中島 美和

編集人 広報部長 浅見 達雄

印刷 (株) 税経



水天宮 (広報部)

謹賀新年

本年もよろしくお願ひいたします

平成21年元旦

東京税理士会 日本橋支部

支部長 中島 美和
副支部長 池上 悦次
副支部長 若狭 茂雄
副支部長 岡田 昇
副支部長 藤山 清春
総務部長 木下 純一
研修部長 佐々木則司

広報部長 浅見 達雄
厚生部長 坂下眞一郎
組織部長 蟻坂 欣一
経理部長 中沢 勇
綱紀監察部長 井上 眞一
業務支援対策部長 浅井 光政

東京税理士会

理事 宮川 雅夫
理事 福本 光男
理事 秋元 玲子
理事 山本 勝
理事 本田 純二



新年のご挨拶



支部長 中島美和

新年明けましておめでとうございます。

平成21年の年頭にあたり支部会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

本年は、昨年来のアメリカ発の国際的な金融危機を発端に、経済活動のみならず政局も混乱した先行き不透明、不安いっぱいの年明けになってしまいました。本年の干支は「丑」。『漢書』律曆志によると「丑」の字は「紐」（チュウ:ひも、からむの意）で、芽が種子の中に生じてまだ伸びることができない状態を表しているそうです。そう聞くとなんだか暗い一年になってしまうような気がしますが、ゆっくり「牛歩」でも良いので明るい世の中に向かって「新しい芽」が出て欲しいものです。

さて、昨年中の日本橋支部の運営は、支部会員の皆様のご理解とご協力によりまして、極めて順調に推移してまいりました。2月の『税理士記念日の無料相談』、閉庁日の国税局における『無料税務相談』、東京駅動輪広場での『広域還付申告相談』、『青色申告会の個別相談』、確定期の『申告案内コールセンター』、支部が行う『確定申告無料相談』、『他支部が行う確定申告無料相談への応援派遣』等々はもとより、一年を通しての各種無料相談、説明会等への相談員・講師派遣にご協力いただいた会員の皆様ありがとうございました。

また、1月の『賀詞交歓会』、6月の『支部総会』をはじめとする各種支部行事へのご協力、ご参加ありがとうございました。

本年も、国税局からアウトソーシングされる税務関連事務につきましては、日税連会長示達に基づいて東京税理士会が対応することとなり、引き

続き会員の皆様のご協力がよりどころになるのが実情ですので、その他行事への会員派遣も含め、会員皆様のご協力宜しくお願いいたします。

支部運営につきましては、日ごろ申し上げているとおり、研修・広報・厚生 の3点に重きを置いた運営を心がけております。その一つ、研修会につきましては、自前の研修室を利用した研修が行えるよう、昨年11月の初めに支部会議室のパーティションを可動式に改修し、収容人員を増加いたしました。それにより、11月から3ヶ月の予定で行っております、国際税務に関する夜間研修は好評で、過去2回は満員の状況です。また、実際にパソコンを使った情報システム委員会の電子申告に関する研修も好評でした。引き続き本年も研修の充実を図り、行政の推し進める、『e-Tax』『eLTAX』の利用促進に対応できるような研修も企画実行してまいりますので、ご参加のほど宜しくお願いいたします。

また、毎月原則として第2金曜日午後5時30分より開催しております『支部雑談室』は、ご出席いただいた会員には大変好評を得ていると自負しております。いろいろな話題を自由に相談、討議できる、肩肘張らない和やかな集まりですので、一人でも多くの会員にご利用いただければと願っております。

本年が支部会員、ご家族、事務所職員の皆様にとって、より良い年になりますようお祈りするとともに、少しでも皆様のお役に立てるよう支部運営を心がけてまいりますので、本年も昨年に増しまして、支部活動への積極的なご参加ご協力をお願いいたします。



年頭のごあいさつ



日本橋税務署長 余湖俊治

新年あけましておめでとうございます。

平成21年の年頭に当たり、東京税理士会日本橋支部の皆様にご挨拶を申し上げます。中島支部長をはじめ、役員並びに会員の皆様には、税務行政全般に対しまして、多大なご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

間もなく確定申告の時期となりますが、平成20年分の確定申告につきましても、円滑に推移するように切に願っております。

日本橋支部におかれましては、無料申告相談をはじめ、広域還付センターへの派遣、更には支部間連携派遣など多岐にわたりご支援・ご協力をいただくこととなっております大変心強く思っております。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済状況の激変の中、益々厳しいものとなっております。

こうした中で、納税者が申告・納税しやすいよう納税者サービスを充実させて、納税環境を整備するとともに、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対しては税務調査などを行い、適正・公平な課税・徴収を担保しなければなりません。これらの活動を通じて、国民の税に対する意識、すなわち「納税コンプライアンス」を向上させていくことが重要であります。

税務署が、限られた人員の中でこのような任務を的確に果たしていくためには、職員一人一人が、任務の重要性を自覚し、総力を挙げて仕事に取り組むとともに、電子政府の構築へ向けてIT化を進めるなど事務の効率化・簡素化を図っていくことが重要です。

特に、e-Taxの普及は、納税者の利便性の向上や事務の効率化に資するものであり、その普及拡大に取り組んでいるところでございます。平成22年度のオンライン利用率50%をクリアするためには税理士の皆様のお力添えが不可欠であることは言うまでもありません。

日本橋支部におかれましても、代理送信制度を

最大限に活用した利用促進に各会員が取り組める「環境の整備を」お願いします。

今後は、e-Taxのみならず、eLTAXも含めて、国・都・区並びに日本橋支部が協調して電子政府の構築を目指していかなければならないと考えております。

また、今年7月より、「内部事務の一元化」が本格実施されます。「内部事務の一元化」とは、税務署内の複数の部署で行っている内部事務を一元的に処理し、窓口を一本化することにより、事務の効率化を図るとともにワンストップサービスなどにより納税者の利便性も向上することとなります。

ところで、今年は己丑（つちのと・うし）の年です。60年に一度訪れるこの干支の年には、今までと違う仕組みが誕生しております。「明治己丑（1889年）」には大日本帝国憲法の公布、「昭和己丑（1949年）」には、現在の税制の基礎となる「シャープ使節団日本税制報告書」がとりまとめられました。また国税庁が開庁した年でもありました。

このような変化の激しい己丑の年を乗り越えて行くためには、我々の組織もしっかりと地に足をつけて税務行政の使命である「適正・公平な課税」に向けて、一步一步確実に努力していくしかないと考えています。

税理士の皆様におかれましては、今後とも、税理士法第1条に明記された独立した公正な立場において納税義務の適正な実現を図るというその公共的使命、果たすべき役割をご認識いただき、申告納税制度の更なる発展に一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、新しい年平成21年が東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様の益々のご繁栄の年になりますよう心から祈念いたしまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。

研究論文

上場有価証券の評価損を計上する場合の「価額の著しい低下」の判定

小畑 孝雄



1. 有価証券の評価損の計上に関する法令の規定

(1) 資産一般に関する評価損規定

法人税法第33条第1項は「内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の計算上、損金の額に算入しない」と規定し、資産の評価損については原則として損金の額に算入しない旨を明らかにしている。

その原則に対する例外措置として、同条第2項及び第3項において次に掲げる特別な事由が生じた場合には、損金経理を要件に「期末時価」までの評価損又は評価換えによる減額部分について評価損を計上することが認められている。

- ① 法人の有する資産（預貯金・売掛金等を除く）が、災害による著しい損傷により当該資産の価額（時価）が帳簿価額を下回ることになった場合。
- ② 会社更生法等の規定により資産の評価換えをする必要が生じた場合。
- ③ 民事再生法による資産の評定を行った場合。
- ④ その他政令で定める特定の理由が生じた場合。

(2) 有価証券の評価損に関する規定

有価証券の評価損については上記（1）に掲げた法人税法第33条2項、3項の規定を受けて法人税法施行令第68条第2号イ及びロにおいて上場有価証券の場合、次のいずれかに該当する場合には、評価損を計上することを認めている。

- ① 上場有価証券等……「その価額が著しく低下したこと」
- ② 上場有価証券等以外の有価証券……「その有価証券の発行法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下したこと」

2. 有価証券の評価損の計上に関する法人税基通達

有価証券の評価損の計上に関する法人税法及び

同施行令の規定は、上記のとおり極めてシンプルに「価額の著しい低下」又は「資産状態の著しい悪化」などと規定しているに止まり、どの程度の価額低下や資産状態の悪化をもって「著しい」状況と判断するかについては、いわば解釈にゆだねる規定振りとなっている。

また、上場有価証券以外の有価証券について評価損を計上する場合に、帳簿価額と比較することとなる「期末時価」についても、法人税法第33条では「当該資産の価額」と抽象的に規定するに止まっている。このため実務上は、これらの規定だけでは具体的時価算定が出来ない規定振りとなっている。

このような法令の規定を受けて、法人税基本通達では、以下に掲げるいくつかの解釈を示している。

① 有価証券の価額の著しい低下の判定（法基通9-1-7、9-1-11）

（要旨）「有価証券の価額が著しく低下したことは」とは」

- イ. 有価証券の当該事業年度終了の時ににおける価額がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回ることとなったこと。
- ロ. 近い将来、その価額の回復が見込まれないことをいう。

② 発行法人の資産状態の著しい変化（法基通9-1-9）

（要旨）「有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したことは」とは」

当該事業年度終了の日における当該有価証券発行法人の一株又は一口当たりの純資産価額が当該有価証券を取得したときの当該発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額に比しておおむね50%以上下回ることとなったことをいう。

③ 上場有価証券以外の株式の価額

いわゆる非上場有価証券について評価損を計上する場合に簿価と比較することとなる「期末の時価」に関する法人税基本通達は9-1-13～9-1-15などに示されている。

これらの通達は、非上場有価証券については「売買実例」や「期末における1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引とされると認められる価額」によることなどを基本として示している。しかしながらそれらの価額自体の算定が困難であると認められる場合には、一定の条件を付した上で、相続税の財産評価通達に定める方法によることが認められているなど、実務に対応するための一応の方向は示されている。

(注) 本稿のテーマは「上場有価証券の評価損」を巡る問題であり、非上場有価証券の評価に関しては、上記通達を参照願いたい。

3. 上場有価証券の評価損の計上に関する実務上の問題点と考え方

(1) 課税実務上の問題点

上場有価証券の評価損計上に関する法令上の要件は、法人税法第33条の「当該資産の価額が帳簿価額を下回ることとなったこと」といった極めて抽象的な規定振りや、同施行令第68条の「価額の著しい低下」などとする規定振りとなっており、課税実務上は、具体的範囲が不明で判断不能の状況となっている。

このため、法人税基本通達では、「価額の著しい低下」とは「おおむね50%程度の低下」及び「近い将来の回復見込みがない」ことなどの解釈を示し、実務上の処理指針を示している。

この様に、法人税基本通達において評価損の計上に関する要件はかなり明確にされたものといえる。

しかしながら、実際に評価損の計上の適否を判断しなければならない局面を考えると実務上大きな問題が残されている。

大まかに言って問題は二つある。その一つは法人税基本通達9-1-7や9-1-11に示されている基準のうち「おおむね50%相当額」の「おおむね」の範囲を巡る問題である。もう一つは同通達を示す基準のうち「近い将来の価額の回復見込み」を巡る問題である。

これらの問題について、国税庁はこれまでに

掲げた通達以上の公的見解を示していない。

このため、以下については、過去の課税実例や通達作成作業に携わった者の見解などから、実務判断の拠り処を求めることになる。

また、有価証券の評価のあり方については、企業会計基準とも密接な関係があり、金融商品に関する会計基準などの考え方も検討する必要がある。

(2) 租税法や通達等における不確定概念の使用の意義

租税に関する法令やその解釈通達などの中においては、本稿において問題となる「おおむね」や「著しい低下」などという表現をはじめ、「不相に高額」とか「著しく過大」などという、いわゆる不確定概念と称される抽象的表現が用いられることがしばしばある。

このような抽象的概念を税法においてあまり広く用いることは、そもそも租税法律主義の原則に反するといった見解もある。

納税者の側から見れば、課税要件事実については法令明確になっていることが望ましい。

しかしながら、租税を巡る問題はまさに森羅万象にわたるとともに「個々の事情に応じた適切な取扱いを行うためには画一的な規定を避け弾力的な運用を図る余地を確保する」といった観点からの要請もあり、税務に関する法令や通達の規定上ある程度抽象的な表現となることもやむえないと思われる。

あえて言えば、そこに税法解釈学の存在意義があり、税法解釈に関する課税庁の説明責任や専門家による不断の研究の意義が存することになる。

(3) おおむね50%相当額の範囲

基本通達の作成担当者による解説によれば「おおむね50%の基準については、株式相場は2～3割程度の変化を繰り返しており、その程度の低落では著しいとはいえないことからその割合を50%程度」と設定したとしている。

この解説にもあるように、株式相場の状況を見る限り、著しい低下の目安を「おおむね50%相当額」としたことについては理解できるが、実務上は「おおむね」の範囲がどの程度をいうのかという問題が残されることになる。

この問題は、字義的に「おおむね」をどう解

積するかに尽きるが、常識的に40%から49%の間がいわゆるグレーゾーンとなるものと考えられる。ここでは過去において、この「おおむね」の範囲が争点となった課税事例について、国税不服審判所の行った裁決事例を紹介する。実務上はこれが判断基準の一つとなると思われる。

この裁決によれば

①45.23%の低下率については、おおむね50%の範囲に含まれるとされ、

②41.22%の低下率については、おおむね50%の範囲に含まれないと判断されている。

(3) 近い将来における価額の回復見込みの有無

○ 法人税基本通達のスタンス

法人税基本通達中の「近い将来の価額の回復見込み」有無に関しては、基本通達作成者による次の解説が参考となると思われるので参考として引用する。

法人税基本通達逐条解説抜粋（税務研究会）（上場有価証券の価額の「著しい低下」につき、「50%相当額の低下に加え、近い将来回復の見込みが見込まれていないこと」という要件を付したことの理由と考え方は）

① 価額の回復見込みについては、評価損の規定はいわば回復不能と見込まれる原価部分を損金の額に算入しようとする趣旨であるので、価額が底値から高値への騰貴過程にあるような場合には、これについて評価損の計上を認めることは適当でないと考えられるからである。

また、「近い将来回復が見込まれない」という要件は、企業会計原則及び会社法にも定められているものであり、本通達は、その意味で企業会計原則や会社法と考え方の軸を同じくするものといえよう。

(参考)

○取引所のある有価証券については、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない（企業会計原則五B）。

○（資産一般の評価に関して）事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを

除く。）については、事業年度の末日における時価を付さなければならない。（会社計算規則5③一）。

② ところで、金融商品会計に関する実務指針では、時価のある有価証券については、価額が50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、取得価額まで回復する見込みがあるとは認められないとして、評価損の計上（減損処理）を行わなければならないこととされている（実務指針91項）。このため、この実務指針との関係において、本通達の「近い将来その価額の回復が見込まれないこと」という要件を実務上どのように取り扱うのかという疑問が生じる。

この点、金融商品会計においても、価額が50%程度以上下落したからといって、そのことだけをもって、いわば評価損の計上が強制されることになっているわけではなく、あくまで合理的な反証があれば計上されないのであり、また、税務上は法人の恣意的な所得計算を排除するといった観点からも、回復見込みの判断が必要となるのであって、単に価額が50%程度以上下落したという事実のみで評価損の計上が認められるということにはならないのである。

もっとも、税務上、回復見込みを判断するといっても、形式的な判断基準がある訳でもなく、また、もともと将来にわたる有価証券の価額を予測することは難しい面があることはいままでもないことから、回復見込みに関する法人自身の合理的な判断については、税務上も尊重されるべきであろう。以上のような理解に立てば、回復見込みの判断について、税務と金融商品会計との間で実務上それ程大きな差はないのではないかと考えられる。

(4) 実務家としての考え方

以上、通達に示された二つの不確定概念、すなわち「おおむね50%相当の低下」の範囲や「近い将来の回復見込」の有無に関する国税不服審判所の裁決令や法人基本通達の作成担当者による解説などを紹介した。

実務に携わるものとしては、二つの問題のうち「おおむね50%相当の低下」の範囲については、いわば常識的なレンジに入る裁決例もある

ことから、ある程度決着がついていると言える。

残るは「近い将来の回復見込み」をどう判断するかという問題になる。

この点に関しては、法人税基本通達の記述方法と会計基準の記述方法が対照的であることが注目される。

すなわち法人税基本通達は「回復が見込まれない」ことを条件に評価損の計上を認めるものと記述し、会計基準は「回復の見込みがあると認められる場合を除き」評価損を計上しなければならないと記述している点である。

この記述を字義的に解釈すれば法人税基本通達は「無いものの証明」を求め、会計基準は「あるものの証明」を求めた上で評価損の計上の適否を判断するとしている。

法人税基本通達が求めている「ないものの証明」は論理的には不可能な証明といわれている。

その点が多くの実務家をして会計上は減損処理を行いつつ、税法上の評価損の計上をためらわせる最大の理由となっていると思われる。

しかしながらこの点に関し、上記(3)の解説で注目すべき記述がなされている。それは解説文中の「・・(回復可能な)」という要件は、企業会計原則や会社法にも認められているものであり、本通達は、その意味で企業会計原則や会計法と考え方の軸を同じくするものである」とする箇所や「もともと将来にわたる有価証券の

価額を予測することは難しい面があることは言うまでもないことから、回復の見込みに関する法人自身の合理的判断については、税法上も尊重されるべきであろう。以上のような理解に立てば、回復見込みの判断については、税務と金融商品会計との間で実務上それ程の大きな差はないのではないかと考える」という記述である。

これらの記述を見る限り、職業会計人である専門家や企業の合理的な判断は税務上も尊重されるという極めて常識的な解説となっている。

法人税基本通達は「ないものの証明」を求め、いわば不可能を求めている様にも解される。

しかしながらこれは「執行上の統一性の確保」「恣意的所得計算の排除」などを目的とする国税庁通達の性格上、ある意味ではやむを得ない記述振りとも言える。

その意味では、この記述は、慎重の上にも慎重を期した記述であり、恣意的所得計算など課税上の弊害のないケースについては、通達の文言上の意味を超えて、評価損の計上が認められる余地は十分にあるものと解される。

従って今日のように世界的に株価が著しく低下する中で実際に50%以上に下落した株式については、税務上、評価損の計上が容認される局面も相当広いものと解されるところである。

以上



年男・年女

新春随想



戦中・戦後のわたし

川北 博

私は大正14年8月1日、石川県金沢市で生まれました。したがってこの新しい年で乙丑の84才になります。生死の狭間を何度もくぐり抜け今日まで生きてこれたのは、全く神慮佛神によるところと感謝しています。

年よりの昔話など余り関心がないでしょうが、日本という国を理解するためにも、我慢をして聴いてやって下さい。さらに興味がある方は、最近書いた「(私本) 会計・監査業務戦後史」(清文社)あるいはこの「にほんばし」平16.9.25(第104号)掲載随筆「亡き父よ」などを見てやって下さい。

私の生年の翌年12月25日には、大正天皇が崩御され昭和に改元されましたから、昭和元年はたった6日間でした。

それから小学校卒業ごろまでは、全国に大寒波来り北陸では豪雪が続きました。それに1926年から1929年ごろにかけて株式大暴落、ストライキや疑獄事件も多発し、暗い貧乏な時代でした。それでも子供たちは粗衣粗食でしたがみんな元気に「兵隊ごっこ」をしたり街中や山野を駆けめぐっていました。

しかし昭和3年には大陸で済南事件や張作霖爆殺事件などがあり、満州事変や日中戦争の下地ができていくのです。昭和17年に父は税務代理士となり終戦直後に戦病のため亡くなりました。

私が金沢1中に入った直後、半ば志願するようにお国のためにと応召した父不在の間、私は昭和14年1月金沢1中1年13才のとき入試に合格して、仙台陸軍幼年学校に入りました。中学1・2年生から選ばれた将校生徒(Cadet)第43期生となりましたが、その厳しい訓育に私はやっとなついていきました。その後、朝霞の予科士官学校、座間の陸軍士官学校(陸士第58期生)へと進み、兵科も陸軍最初の正規の教育課程を経た船舶兵士官候補生となりま

した。

陸士本来の教育のほか、海上機動作戦要員として広島船舶練習部で実施の教育を受け、さらに東京高等商船学校で航海術・運用術等を学び、空襲下の神戸から門司までの内海航路を大成丸で練習航海をしました。

レイテ・沖縄決戦には間に合わず、本土防衛の為、私は広島船舶司令部から原爆投下の50日前、海軍不在の朝鮮海峡を護る陸軍第14船舶団の海上駆逐第1大隊の駆逐艇長になり24名の部下を率いて戦闘に参加しました。そして巨済島の長承浦基地で終戦を迎えましたが、終戦後の部隊は混乱し、釜山の部隊本部で30人の自決、私の中隊長も巨済島朝鮮人の反乱の責任をとって対馬で自決しました。そして将校団最後の集会の夜、部隊長を斬ろうと斬り込んできた狂気の前任将校と咄嗟に素手で渡り合い投げ飛ばしたものの右肩と上膊に38針を縫う刀傷を受け、福岡第2陸軍病院を経て金沢に復員しました。

昭和21年春、父を失い、長男の私は、弟妹の父代りをつとめ、母とともに生活を支えました。昭和24年春の公認会計士第2次試験を大学2年修了時に受けて合格(第1回全国70人)し、その後税理士試験も科目合格して、公認会計士・税理士等の道を進んで今日に至りました。終戦後は、正に剣難からスタートし、次から次へと、現在の恵まれた若者たちには御理解願えないような生死を分かち苦難が待っていました。しかし、不運は幸運を呼んでくれることも有難く経験してきました。

その後、30才台の私は、法学部に入り直して法律学の勉強、大学院を出てから山梨学院大学教授となり、40才台は49年商法改正のため心血を注ぎ、公認会計士協会役員、50才台以降は日本公認会計士協会、アジア太平洋会計士連盟(CAPA)、デトロイト・トウシュ・トーマツ(DTTI)会長等を、わが国会計職業専門家の国際化の為に尽しました。いくつもの病をのりこえ、有難いことになお余命を保ち、日本内部統制研究学会会長などもつとめ、日々これ精進の日々をおくっています。



ふるさと回想

池田 明治

もう、とうに半世紀以上も前のことになりました。それははるかに遠いむかしの夢のようにも思われますが、かすかなぼんやりした記憶をたどってみることにしました。

あれは、梅雨のあいまの大変蒸し暑い日のことでありました。

学校近くにあった村役場のサイレンが突然けたましく鳴り出しました。高く低く、大きく小さく、それは明らかに何かの異常事態を知らせるサイレンの音でした。にわかに、ざわめき右往左往する先生と生徒達でした。まもなく、おふれがあって低学年生はすぐに下校せよということになりました。まだ授業が始まって間もない時間でした。

米軍の飛行機が近隣のどこかの市か町に空襲に飛んで来るらしく、空襲警報—いや警戒警報が発せられたそうでありました。この年—終戦の年—の前年に小学校、当時の国民学校初等科に入学したわたしはそんな警報のことよりも、学校から早く帰れることの方が、よほどうれしかったのでしょう大いに道草を楽しんで帰ったようです。この頃には電灯の灯りを外に漏れないようにする灯火管制も何度かあり、家の床下に防空壕代わりと称して大きな穴倉を掘る手伝いもしました。

当時、日本の軍隊が太平洋の南の島々で大勝利したかのような、大人たちの話や新聞ラジオのニュースなどから、子供ごころに、ひょっとして日本が戦争に勝つのではないかと胸躍らせた時期もありました。しかしこんなことがあってからは、やはり戦争は負けそうな気がしてきました。

それからまもなくでした。とぎれとぎれにしか音の出ない壊れたラジオを叩きながら、敗戦の玉音放送を聴きました。

国民学校の一画には奉安殿がありました。きれいに清掃された石垣と松などの植木に囲まれたお濠の真ん中には小さな特別な建物がありました。中には天皇陛下の写真と教育勅語が保管されていたそうです。学校の始業時の朝礼の際には、先生の号令で奉安殿に向かい最敬礼をすることが日課

になっておりました。当時は上級生になると教育勅語を授業で暗唱させられたそうで、そんな声が近くの教室から聞こえていました。今になって改めてそれを見せてもらえば当時の時代背景はとにかく教育の指針としてなかなかよいことが述べられているとは思いますが……。

さらにこの一画には二宮尊徳像がたっていました。薪を背負い、本をよみながら歩く例のポーズです。今ふうに云えば—それは危ないでしょう—となるところかもしれません。

小学校からの帰り道はよく道草をしました。農道・畦道など冒険心も手伝ってわざと遠回りをしたことも度々でした。狭い農道からは楽に手がとどく頭上のりんごをたびたび失敬し、貧しい職人のせがれであったわたしの空腹をしばし満たしてくれました。また、そこここにあった栗林は、クワガタムシなど簡単に採れる子供たちの格好の遊び場であり、まだイガの青いうちからその実を食する場所でもありました。

終戦前後の食糧難の時代には、田舎にあっても非農家であった我が家は疎開家族と同様に、若干の米麦とそれの代用品としてさつまいもや粉状とうもろこしなどの配給を受けておりましたが、食糧は欠乏して食べ盛りのわたし達兄弟は、いつもひもじくて仕方ありませんでした。そんなとき、お袋さんは近所の農家から何がしかの食料を分けてもらって来ました。ときには黄色になった大根の葉っぱも混じっていましたが、それも雑炊にして食べさせてくれました。

ずーっと永い時が過ぎて時代は今、食糧難は食料過剰となり、「不足の無い時代」に有難いももったいないも忘れ、あふれる食料品はメタボリック症候群の一因ともなり、肥満対策が叫ばれる時代になりました。ところで、肥満対策の最も有効な方法は？…そうでしたせめて今年は、わたしも飲む食べるを一所懸命セーブしようと思っています。





次の丑年をめざして

小出 純江

新年あけましておめでとうございます。

生まれた年を含めて6回目の丑年、還暦という区切りの名前の付く年を迎え、心に移りゆくよしなし事など書き綴ろうと思います。

先日、かかりつけの医師から「人間は120才まで生きられるものだから、60才は丁度折り返し地点だよ」と言われた。それを聞いて、冗談ではない、程々で結構という人と、出来れば元気に100才は超えたいという人、様々だと思う。この話を聞いた時の私はといえば明らかに前者だった。眼鏡なしでは細かい字は読めないし、集中力も十分欠けている。それに加えて近頃、書店の店頭には「おひとり様の老後」とか「老いの身じたく」といった人生の手閉いに向けてのハウツー本が山積みとなっている。私もそれらに少なからず影響を受けた一人で、そろそろ趣味で集めた着物を整理したり、60年も生きていれば何かと増えてしまった品々を減らす努力を始めようかと思ったりもしていた。

しかし、周りを見渡せば自分の両親を始めとして80代はあたりまえ、90代も指折って足りぬ程の数である。日本人女性の平均寿命は世界一を誇り、確か88才位になっている。これでは60才で老いの身じたくを整え始めたら、30年近く老いを考えつつ、ひたすら手閉いに向けて生きることになる。これではどうにもつまらないと、ここへ来てやっと気が付いた。この半年程、体力の低下を実感するためか、暦の上で停滞運に入って運勢が低迷しているのか、今ひとつ士気が上がらず、元気澁刺とはいかない状態にあった。

しかし、この不安定感こそが折り返し地点を示すポールではなかろうか。

目が悪くなれば眼鏡のお世話になる。耳が遠くなっても補聴器の機能は以前より断トツに高性能になっていると聞く。せっかく技術革新の目覚ましい現代に生きているのだから、その恩恵を十分に享受すれば良い。いずれは簡単に装着するだけで手の代りをしてくれる装置が開発されたり、歩行を手助けしてくれるロボットも登場することだ

ろう。冒頭でお話しいただいた医師から、「細胞が死んでしまうまで、人は元気に生きないといけない。」とも言われた。

日本語には「それなりに」という素晴らしい言葉がある。年をとったなりに、その人なりに自然体に生きていくことが大切だと思っている。

私は24年前、この日本橋支部年男年女シリーズで、「12年後にはなかなかのおばさんになり、還暦を迎える頃には堂々たるおばさんになることが前向きな私の人生を貫く念願である。」と書いた。今の私は果たして堂々たるおばさんになっているといえるだろうか。答は否である。60才にして惑いが生じ、ちょっと方向を見失っていた自分を見直し、もう一度、心も新たに次の丑年に向け、「堂々たるおばさん」をめざして再々スタートを切るべく、心の奥で小さく「ファイト」と言い聞かせている。



還暦を迎えて

駒ヶ谷 泉一

昭和41年、高3の夏、教室の窓の外に広がる雲を見ながら、21世紀まであと34年、その時は52歳か、自分はどんな職業に付きどんな生活を送っているのだろうか、

その時代は鉄腕アトムに描かれているような世界だろうか、それとももっと進歩した想像もつかない世界だろうかなどと考えていたことが、寄稿依頼により思い起こされました。

車が空を飛び、ロボットが人間の手伝いをし、通信はテレビ電話でお互いの姿を見ながら会話するというような世界は現在でもある程度達成されているような気がします。

ただ、人間としての見識や意識を考えたとき、自分は21世紀を夢見ていた高校生と現在とではあまり変わっていないなという感触しかありません。17歳のころに見ていた大人とは、人生を知り、世の中の出来事に的確に対応していると思っていた。いざ、自分がこの年になり還暦を迎えても未熟なと思えない日々です。

思い起こせば、家業の土建屋を嫌って法律関係の仕事に就きたいと漠然と思い、法学部に進学

し、卒業にあたってゼミの先生から国家公務員試験の受験を勧められたことから始まった人生でした。税務署に勤務していた37年間に、色々な人との出会い、数々の失敗を重ねながらなんとか勤めあげ、これからの人生に税理士として生活の基盤を与えてくれたことに感謝しております。

身体が動くのは、あとせいぜい10年から15年位だと思います。残りの人生を多少でも世の中の役に立てればと、37年間の経験を活かし、新人税理士として踏み出す第一歩にしたいと考えております。そのためには、公務員の常識は世間の非常識、新聞でも報道されていますように社会感覚のズレに注意し、次の2回目の還暦に向け、新たな人生の出発点として、新社会人の認識を持ち多少でも周辺社会のお役に立てればと願ってやまないところです。



犬の散歩ついでに コーヒー

富永佐奈枝

「どる、散歩に行こうか。」我が家の愛犬（狆・オス・6歳）に声をかける。すると、どるは行く！行く！と言わんばかりに尾を振り、くるくる回りだす。押入からキャリーバックを引っ張り出すと、興奮のボルテージは一気に上がり、バックに飛びついては私の足を蹴りまくる。

どるは眼が見えない。先天性の疾患により、3歳頃から徐々に視力が落ち、現在は両目とも失明している。左目は義眼だが、傍目にはそれとはわからないくらい自然な感じだ。眼が見えてなくても室内での歩行はほぼ問題ないが、外はやはり怖いのだろう、リードを引いても頑として歩こうとしない。そういうわけで、どるの散歩は、人間がよいしょと肩にかけたキャリーバックに納まっての、ということになる。

外に出て歩き出す。ひんやりとした初冬の空気が心地よい。辺りの木々は、赤に黄に茶に緑と彩りが美しい。どるはというと、バックからちょこんと顔を出して、バックの開き口の縁にあごを乗せてじっとしている。その様子が何とも愛らしい。目指すは、歩いて20分位の石窯焼のパン屋。途中に川に沿った遊歩道があり、散歩にはうってつけ

のコースだ。かかりつけの動物病院も、そのパン屋の先にあるので通いながれた道でもある。途中、散歩中の犬によく出会う。おしりを振り振りちょこまかと歩く犬を見ていると、かつてはどるもこんな風だったと、どるが不憫に思えてしょうがない。

10分も歩くと、キャリーバックの重みが肩にずっしりと応え始める。どるは大柄な方（決して肥満犬ではない！）で6kgあるのだ。しかし、人間のしんどさなどどこ吹く風、どるは気持ち良さそうにしている。そして、頭を右に向け左に向け、時折鼻をひくひくさせる。その様子は、獣医師の「どるちゃんは、眼は見えなくても、心の目で見ていますね。」という言葉の思い出させる。どるを取り巻く世界は暗闇だ。眼で見える風景は何もない。しかし、確かにどるは心の目で見ていたのだろう。体に感じる空気の冷たさや匂い、木々のざわめきや耳の毛をなびかせる風、行き交う車の音や小鳥のさえずる声、すれちがう人の気配や話し声、を頼りにして。

パン屋の手前まで来ると、可哀想だけど、どるの頭をバックに押し込みファスナーを閉める。失明してから、どるは警戒心が強くなり、見知らぬ人が撫でてこようと手を近づけるものなら、その手に噛みつこうとするからだ。店の外には、購入したパンを食べるように、木のテーブルとイス、ベンチがいくつか置いてある。ベンチの一つにどる入りのバックを置き、その日の昼食用と翌日の朝食用のパンを買う。ここのお店は、セルフサービスのコーヒーマシンがあり、パンを購入した客に無料で提供している。コーヒー党の私には嬉しい限りだ。コーヒーを入れ、ベンチに座ってゆっくりとコーヒーを味わう。各テーブルは家族連れで賑わっており、焼きたてのパンを美味しそうに食べている。ほのぼのとした空気と時間がそこにはある。どるは、バックの中で伏せの姿勢で吠えることもなくおとなしく待っている。本当にいい子なのだ。コーヒーを飲み終わり、どるに帰ろうか、と声をかけ、よいしょとバックを肩にかけてパン屋を後にする。パン屋の駐車場を出た所で、バックのファスナーを開けた途端、どるはぽんと頭を出し、ブルブルと顔を震わせる。

この週末ごとの散歩を、犬と人間はけっこう楽しんでる。

パラダイム

横沼弘晴

税理士試験の受験勉強していたときは、バブル景気のみ只中。日本中浮かれていましたよね。一日も早く合格して“ヤンエグ”になることばかり考えていた。

ところが、新聞やテレビ等マスコミでは「地価の高騰が諸悪の根源」なんて事が喧伝されるようになってきた。顧問先のトップまでもマスコミに洗脳され、同じようなことを言い出す始末。インフレを否定したら景気が悪くなるのは、あたりまえですよね。ところが当時は評論家のような顔をしてみんなが変な事を言い始めていた。

これはヤバイと思っているところに、某元大臣が中心になって作った日本の銀行いじめのBIS規制が導入された。これは大変だ。土地本位制が終わっちゃう。パラダイムシフトが来たと本気で思った。どうなるのか心配だった。そういう目で新聞等を見ていると、リーク記事ばかり。それ以来新聞を読むのをやめた。

試験に合格したのは、丁度そんな時期だった。やっと合格したので、遊びたかったし、支部の同好会にも参加して、楽しく過したかった。でも、パラダイムシフトだと思っていたので、何とかしようと無力ながら自分なりにあがいていた。

当時うちの顧問先はメインバンクが一行あれば良いと考えているトップが多かった。複数の金融機関と付き合っている顧問先はそれほど多くなかった。金融機関の都合で借入や手形の割引が出来なくなる危険性なんか誰も心配していない。うちの事務所内でも「金融機関が危ないから。」と言っても全く理解してもらえなかった。

それからは顧問先に複数の優良な金融機関と付き合ってもらう事と、必要のない資産（例えばゴルフ会員権）を売却してもらうことを勧めて回った。某保険会社が危なそうだったので、解約を顧問先に勧めたときは、その保険屋さんの支店長まで出て来て、「保険会社が潰れる世の中になったら、お前の顧問先なんか先に飛んじゃうよ。」なんて言われちゃった。でも、アイツの会社は無くなったけど、うちの顧問先は今でも健全に営業している

よね。

そんなこんなで、ほとんどの顧問先に複数の金融機関と付き合っていた事で、資金的には事なきを得た。でも、ゴルフ会員権まで処分してくれたのは、ほんの数社。そのとき処分できずに持ち込んだ会員権は、結局ただの紙切れになっちゃったけどね。あーあ。

今回また新しいパラダイムシフトが来ましたね。白人の白人による白人の為の国家であるアメリカのトップが白人じゃ無くなっちゃった。白人の為の国だからトップのお家はホワイトハウスなのにね。経済成長には寄与しないような政策を採りそうなので、世界最大の市場が縮小しちゃう。ニューディールのような公共投資をやるようだが、最大の公共投資は戦争。だから、大きい戦争が起きるような気がする。対ドルで円高はもう確定。ユーロも経済的弱小国の参加で価値は相対的に低下。で、ユーロに対しても円高。バブル前のように日本に円が帰ってくれば内需を喚起するし、日本が世界の金融センターにも成れる。でも、総理大臣が訳のわからないワガママお坊ちゃんばかりで、政治には全く期待できない。まるで日華事変直前と同じ。マネーロンダリングを口実に送金や引出しを制限している。これは預金封鎖。コンプライアンスの名の下に法律を無理やり押し付けてくる。もともと誕生から詐欺に等しい年金制度ももうだめでしょ。天誅まで加えられたし。日本中みんな息苦しくてしょうがない。

こんな状況だけど、何とか楽しく生き延びられるように新しいサービスを構築中。だから、今はとっても楽しくてしょうがない。

もう、湾岸戦争の時の法人臨時特別税の様な大量虐殺の為の資金調達の片棒は担ぎたくないしね。





丑年を迎えて

後庵理江

支部会員の皆様、明けましておめでとうございます。

昨年の1月に茅場町、宗和税理士法人の補助税理士として登録致しました。今後ともよろしくお願い致します。

私は、昭和48年生まれの丑年、今年で3度目の年女を迎えました。とはいえ、この原稿のご依頼を受けるまでは年女であるとの意識は全くなく、改めて自分の歳を再認識してしまいました。

我が家には同じ丑年生まれが3人おります。同じ昭和48年生の主人、平成9年生の長男です。長男が生まれた時分には、一家に同じ干支生まれの者が3人いると幸せになれるといった趣旨のことを複数の方から言われたのを覚えています。今回、そのお話の根拠やいわれをインターネット等で調べてみましたが、残念ながらどこにもはっきりとしたものはありませんでした。しかし、このお話と関係あるのかどうかはわかりませんが、おかげ様で家族4人幸せに暮らしております。

思い起こせばこの12年を一区切りとすると本当にいろいろなことがありました。

まずは、12年前の結婚・出産・退職です。大学卒業後、それなりの志を抱き国税専門官として就職した国税の職場でしたが、勤務地の関係と主人の勧めとで自分でも驚く位、きっぱりと辞めました。その後、専業主婦となるも今度は何か物足りません。毎日が退屈に思えて仕方ありませんでした。

第2の転機は再就職です。モヤモヤした気持ちを打開するため、とりあえずは何かやってみようと思い、まだ小さかった長男を保育園に預け、会計事務所でパートとして働き始めました。すると、仕事・家事・育児とやらなければならないことは山積みで毎日体はクタクタなのに楽しくてしょうがありません。モヤモヤした気持ちがパァーッと晴れていくのが実感でき、この時「私の人生には仕事が必要である」ということを強く認識しました。子供が小さいのに外に預けて働きに出ること

に後ろめたさも多少感じましたが、中途半端な気持ちで一日中接するより、短時間でも笑顔で接した方が子供にとっても良いはずと開き直りました。

第3の転機は税理士試験の受験です。この先も仕事をしていくと考えると、やはり資格があった方がいいのではないかと考え、勉強を始めました。最初は5科目合格というつもりは全くなく、簿・財くらい持っていればいいかなという軽い気持ちで始めました。実際やってみると、学生以来のいわゆる「勉強」は思いの外楽しく、元来の負けず嫌いな性格も手伝って、気がつくやうに5科目全て受験していました。1年に1科目ずつ、足かけ5年のこの間は、家事+育児+仕事+勉強の4足のわらじ生活でしたし、主人の転勤による大阪からこちらへの転居、次男の出産等もあり非常に忙しかったのですが、反面すごく充実していた時期だったなあと懐かしく思い出します。それと共に、この間いろいろな意味で支えてくれて、応援してくれた家族に感謝の気持ちで一杯です。

ざっとこれまでの12年を振り返ってみましたが、これを一区切りと考えると、これからの12年はどんなことがあるのだろうか…これまでの12年に比べたらあまり変化はないのだろうか…等と想像してしまいましたが、まだまだ税理士としては半人前、日々の仕事をこつこつと頑張ると共に、常に新しいことにも目を向けチャレンジしていきたいと思っております。



随筆



思い出話

橋本正典

高野常夫先生は、昨年8月18日91年の長寿をまっとうされ、世を去りました。

先生の略歴を紹介しますと、太平洋戦争中満州から、ビルマ、ニューギニアと転戦し、幾多の困難を乗り越え無事帰還されました。

ニューギニアのジャングルで休止した時、大きな倒木と間違い腰を降したのが大蛇の上で、動き出したので慌てて逃げだしたことや、大河を渡河するとき流れが早いので押し流される者が多かったなか、若い時得意だった水泳が身を助けたことなど話されていたことを思い出します。

帰還後は復職され、その後昭和33年9月日本橋支部で税理士業務を開始されました。

証券会社、三井信託本店、優良な顧問先等に支えられ業務も順調に、その間支部の幹事3期、東京会理事（常務含）3期、その後支部の相談役を昨年5月廃業されるまで務めておりました。

50年間の活躍と、立派なご家族に恵まれ、悔いのない人生を過ごされたのではないかと思います。

さて、私とのかかわりは、遠戚の間柄で、帰省した時母から高野先生が、開業を勧めていたことを聞かされ、翌年無謀にも思いきって飛び込んだのが、昭和42年3月でした。

顧問先も無いので見かねて3件譲ってくれ、そのうえ事務所の一角を借りて始めました。この3件は今も2代目と続いております。

高野先生は昭和38年8月顧問先を中心に、高野会ゴルフを発足していました。丁度開業時私もゴルフを始めたばかりで入会させられ、その時から平成19年度の143回まで、万年幹事としてお手伝いをしてきました。特に第100回の記念ゴルフ大会は、柏ゴルフ倶楽部で参加者49名で盛大に行われました。時に写真を見るととき当時が懐かしく思い出されます。

事務所の旅行も何度か参加し、北は北海道から南は鹿児島と多方面に旅行したことも思い出の一つです。

寿和会に入会し、夫婦で年2回の旅行や食事会と一緒に参加し、他の先生方ご夫婦とも親交を温めることができたことは、本当に良い思い出となりました。

事務所は別々でしたが、長い間のご厚情に感謝しております。

租税教育を担当して

濱川久子



私は、税に関する専門家として、自分にできる社会貢献をしたいと常日頃思っていましたので平成18年に租税教育講師の登録募集があった時に、子供たちに租税を教える事は、自分がしたい事だと喜んで登録をしたのですが、まったく依頼がないので、あきらめていました。今回、初めて講師依頼があり、そこで日本橋支部内に小学校が3校、中学校が1校しかなく、日本橋支部内に対象となる学校がない為、依頼がなかった事を知ると共に、改めて日本橋管内に子供が少ない事を実感させられました。

肝心の租税教育ですが、税理士として税法は知っていますが、子供達に教えるといっても、改めて何を教えられるのか？と自問すると自分の知識

が税金を計算する事に偏っている事に気が付きませんが、大丈夫です。「租税教育導入マニュアル」と補助教材があり、税理士でなくとも、教える事ができそうぐらい、りっぱな教材ができあがっています。

小学生用、中学生用、高校生用と対象別に教材があり、それぞれ、学習指導要領準拠の手引きに、講師用手引き、補助教材におまけにアニメまで揃っています。

今回、依頼があったのは、日本橋中学校の3年生で、3クラスを、若狭先生、結城先生と私の3人で担当し、他の先生が講義をしている間、後ろで見学をさせていただきました。教材が豊富なので、全てを使いきれず、皆 時間が足りなくなりそうぐらいでした。どのクラスも礼儀正しく、こちらの質問に何人も手を挙げてくれ、はきはきと答えてくれるので、50分が短く感じられるぐらい楽しい時間でした。

子供たちを教えてみた感想で、一番印象に残っているのは、どんな税金を知っていますか？という質問に「消費税」と真っ先に答えが出ることです。日本人全員に税金の存在を教えるのに消費税がすごく大きな役割をしているんだなぁと妙な関心をし、この子供達の税金を払っているという納税者意識は、頼もしい限りです。

講義で子供達に一番受けたのは、1億円入りのジェラルミンケースです。商工会の協力で帯封付きの100万円が100個入った重さも約2キロある偽者ですが、銀行員に扮した担当者によってケースが運ばれると、偽者と分かっているにもかかわらず盛り上がります。1億円を稼ぐと税金は5000万円ですと言われても、ピンときませんが、現実にも目の前にあるこのお金を納税してくださいといわれると、実感を持って、納税の大切さ、大変さを理解してくれたと思います。

教える事は、教えられる事です。日頃、顧客の納税額は意識しますが、国家予算が約83兆で、その内国債依存割合が25%あることなど頭に入っていないませんでしたし、納税に知識、意識が偏っている為、国全体の税金の使われ方など、知ってはいるが、本当の意味で分かっていたいなかった等、租税教育講師を担当して、改めて気付かされた事が多く、本当に良い経験でした。

残念な事は、もっと教えてみたいのですが、日本橋管内に学校が少ない為、教える機会が少ない

事です。次の機会に恵まれたら、もう少し下準備をしてもっと良い講義がしたいと心密かに思っています。



「内田 孝のこれが 本当のゴルフだ」

内田 孝

新年明けましておめでとうございます。

唐突ですが皆さんは「吉幾三のこれが本当のゴルフだ」と言う歌をご存知ですか？これは彼のデビュー2曲目でのヒット曲「俺ら東京さ行くだ」の替え歌版です。ではご存じない方の為にちょっとフレーズを・・・

「はぁバーもねえ、ボギーもねえ、バーディーなんが見た事ねえ・・・中略

俺らこんなゴルフ嫌だー、俺らこんなゴルフ嫌だー、砂地が嫌だー・・・」

正に私のゴルフそのものでした。

思い起こせば3年前支部入会と共に野球をやろうよ、テニスやろうよとお誘いを頂きましたが、ハードなスポーツはどうもと遠慮し、しかし「税理士業も最終的には体力勝負」と言う事を考え合わせると何か始めなければと言う思いはありました。

平成19年4月19日第259回TNGでご迷惑とは思いつながら初参加・・・勿論ハンデは男子最高の36を頂きました。

その当時の私のゴルフ暦（と呼べるような物では有りませんが）は30年前に始まり2,3年に一度付き合いで行っていたくらいでしたから殆ど初心者同様です。よってスコアは「推して知るべし」です・・・

コースに出しまえば楽しいのだけれど、何でも眠いの朝早くから起きて芝を刈りに行かなければならないのかとか、寒いのに雨が降っていて嫌だな一何て考えているものだから上手く成る筈は有りません。

しかしこれからは、開業税理士になった事だしゴルフくらい出来ないと付き合いが広がらないと思いつつとだけ真剣に大いに楽しくやろうと言う気持ちで再挑戦し始めました。



優勝表彰を受ける筆者

TNG会に出られる限り出ようなどと思いながら平成19年は1回休みましたが後は参加しております。

しかし皆さんお上手ですねー、70歳に手が届く年齢なのにドラコン賞の常連のI先生、力水が入ると益々元気が出るS先生、本業は本当に税理士さんですか？と問いたくなる程お上手な…先生達、達、達。

いやーこれは嫌味だと誤解しないで下さい。むしろ尊敬しているのです。見習おうとしているのです。見習いたいのです。そして私も練習を重ね何時かはと目的意識を持ちました。

忘れもしません平成19年10月11日第262回若洲ゴルフリンクスで、グロス103ネット67の-5で周る事

が出来たのに何と優勝者は-17で私は5位、これには参りました、と共にその時自分自身の中で誓いました。優勝するまで辞められない。ところがゴルフは奥が深いですね！

その後はこのスコアを超える事さえも出来ず参加するのみの状態が続きました。

苦節1年今回やっとのことで、プライベートでは行けそうに無い名門戸塚CCで素晴らしい同伴競技者達に恵まれて晴れて優勝させて頂く事が出来ました。

教訓・・・諦めないで努力すれば達成出来るんだなー・・・実感

こんな私ですがこれからもTNG回に極力参加させて頂きたいと思っておりますのでどうぞ宜しくお願い致します。

「少し真面目に大いに楽しく」をモットーに牛歩の歩みでゴルフを続けて行きたいと思います。

最後に上記の替え歌のエンディングはというと

「負けてもともと笑えば笑え性格そのものだー」

テカ、

「吉幾三のこれが本当のゴルフだ」カッ、カッ、

カッ・・・

東京都中央都税事務所と税理士会日本橋支部、京橋支部との連絡協議会の報告

平成20年11月25日（火）午後4時00分から、中央都税事務所6階会議室において、支部長、副支部長、各部部長が出席して開催された。

税理士会側からの要望、都税事務所側からの要望に対してそれぞれ、対処の方針を説明して、相互理解をし有意義な会合となった。なお、主な内容は次のとおりです。

税理士会側からの要望及び回答

1. 日本橋税務署内に、中央都税事務所の申告書・納付書等の保管コーナーを用意していただきたい。（日本橋支部）

回答 法人税の申告書については、設置の可否を含め、関係機関と協議してまいりたい。

2. eL-TAXを市町村で対応してないところがあり、中途半端になってしまうので、早急に全国の市町村で対応していただきたい。（京橋支部）
償却資産税のeL-TAXの導入の指導をお願い



挨拶をする桑原中央都税事務所長

したい。（日本橋支部）

回答 総務省を中心に、電子申告の普及を図っているところです。普及のために、財政基盤の脆弱な市町村への導入のための財政的措置を講じる、インセンティブの付与などを国に要望しているところであります。償却資産税の電子申告の普及促進は重点実施事項として

取り組んでいるので、要望の件は具体的に詰めたいて考えています。

3. 連結納税制度を採用している会社について個別帰属の届出書、別表4の2付表1、別表5の2(1)付表1の添付を求められているが提出の省略をお願いしたい。(京橋支部)

回答 申告内容の確認のため、税務署の協力を得て、法人税の申告書の閲覧をさせて頂いていますが、閲覧が膨大のため内容確認が難しいので、提出をお願いしている次第です。

4. 赤字法人の場合、減資をしても資本金等では均等割りが減少しないので、基準を資本金額でお願いしたい。(京橋支部)

休業中の法人に均等割りが課される場合の課税要件、すなわち事務所・事業所の意義について教えていただきたい(日本橋支部)

回答 減資をしても均等割りが変わらないことで、個々の法人からも同様の要望をいただいています。地方税法の規定ですのでご理解ください。休業中の法人でも原則として均等割りが課税されます。個々の事例にもよりますが、一般的には、事業活動及び事務所等が存在しないと確認できるものについては課税していません。具体的には決算書、現地調査などにより確認しています

5. 予定申告書は金額が印字されていて、中間申告には使えないので、予定申告書と中間申告書の両方の用紙を送ってください。(京橋支部)

回答 予定申告をされる法人がほとんどで中間仮決算による中間申告を提出する法人が少ないので、経済的に両申告書を合わせて送付することは出来ないことをご理解いただきたい。

6. 分割法人は、本店所在に申告するだけにしたい。(京橋支部)

回答 ご要望については本庁に伝えてありますが、地方税制度の問題でありますので、ご理解いただきたい。

7. 外形標準課税の付加価値の計算で、『純支払賃料』の取り扱いについて、会社保管文書を倉庫会社に預け、保管している。その保管料は『純支払賃料』に該当するか?、倉庫会社は、ダンボールで保管している。

回答 荷物の保管料については、契約等にお

いて1カ月以上荷物を預け一定の土地又は家屋を使用又は収益していると認められる場合は、土地又は家屋の賃借権等の対価の額にあたるものとして支払賃借料となります。

中央都税事務所からの要望

1. 申告書の提出方法について

パソコンソフトにより作成された申告書を提出する場合には、都税事務所から送付した申告書を一部添付していただきたい。

分割法人の場合、税額が発生しない法人についても申告書に「課税標準の分割に関する明細書(第10号様式)」を添付していただきたい。

2. 「固定資産税の住宅用地等申告書」及び「固定資産税・都市計画税非課税申告書(公共の用に供する道路)」の提出について

土地の利用状況の移動を速やかに把握するためにも、これらの書類の早期提出に、ご協力ください。

3. 法人二税の手書き納付書の記入について

住所欄には、本店所在地が他府県の場合、都内の主たる事業所の住所を必ず併記して、連絡のつく電話番号を記入してください。

合併解散に伴う非合併法人の納付の場合は、非合併法人の住所、法人名、連絡可能な電話番号を必ず記入してください。

違う会社の納付書を利用して納付することは、絶対に止めてください。

4. 法人二税の申告書の還付口座の記入について
還付口座を記入する場合、口座が変更されていないか、その都度ご確認していただき、記入をお願いします。また会計事務所名や税理士名を記入して捺印する場合、口座番号が朱肉で読めなくならないようにご注意ください。

以上が主な内容ですが、紙面の都合上要約していますので詳しくお知りになりたい方は支部事務局にお問い合わせください。

各部だより

〔総務部〕

平成20年10月10日開催幹事会より

審議事項

1. 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の件
2. 常会、懇親会開催日時および運営方法の確認
(注 以上2件については、別途報告があるので、参照のこと。)
3. 税を考える週間パネルディスカッション参加役員確認の件
4. 平成20年度各種無料相談担当者募集の件
5. 納税表彰式参加役員確認の件
6. 日税不動産パンフレットの件
7. 支部幹事欠員の件

報告事項

1. 国民生活金融公庫との懇談会の報告
2. 拡大定例連絡会の報告
3. 「暮らしと事業のよろず相談」の報告
4. 第一ブロック連絡協議会の報告
5. 日本橋税務懇話会の報告の件
6. 税を考える週間打合せの報告
7. 新入会員事業説明会日程変更の報告
8. 青申会事務局長の報告

各部報告

総務部他各部の部長より、各部の報告があった。

理事会報告

本田理事より、承認事項2件、報告事項6件の報告があった。

委員会報告

情報システム委員会より、11月開催予定の研修会の報告があった。

平成20年11月10日開催幹事会より

審議事項

1. 忘年会、新年賀詞交歓会の件
2. 「確定申告の手引き」〈税務研究会出版局編〉配布の件
3. 事務局、年末年始執務日程の件
4. 税理士記念日無料相談（三越会場）責任者変更の件

報告事項

1. 税理士雑談室の報告
2. 登録調査の報告
3. 署との第31回定例連絡協議会の報告
4. 第2回租税教育支部代表者会議の報告
5. 会計参与制度シンポジウムの報告
6. 確定申告無料相談連絡協議会の報告
7. 税を考える週間の報告（11月11日無料相談を実施）
8. 新入会員業務説明会の報告



説明を聞く新入会員の出席者



説明会後の懇親会

9. 中央都税事務所との税務懇談会の報告
10. 中央都税事務所による、表彰の報告
11. 第一ブロック署長、支部長会の報告

各部報告

総務部他各部の部長より、各部の報告があった。

理事会報告

福本理事より、承認事項3件、報告事項10件の報告があった。

委員会報告

情報システム委員会より、1月開催予定の研修会の報告があった。

定例連絡協議会、支部常会の報告（10月20日に開催、内容は下記参照）

中央都税事務所との税務懇談会（11月25日に開催）

**東京税理士会日本橋支部
日本橋税務署
定例連絡協議会**

開催日：平成20年10月20日（月）

場 所：東実健保会館

時 間：10：30～

1 東京税理士会日本橋支部長あいさつ

中島支部長より署に対して開催のお礼等がなされた。

2 日本橋税務署長あいさつ

余湖署長より

①e-Taxのご利用を

②納税者の利便化の為、内部事務の一元化。日本橋税務署は二階の設置。

③11月4日より電話相談が音声案内となる。（署への連絡は、「2」をプッシュすれば、直ぐに交換に繋がる。）

3 出席者紹介

(1) 東京税理士会日本橋支部

木下総務部長より支部長、副支部長、各部長が紹介された。

(2) 日本橋税務署

漆畑総務課長補佐より余湖署長はじめ日本橋税務署の幹部が紹介された。

4 東京税理士会日本橋支部からの要望事項

(1) e-Taxの利用促進について

(イ) 利用者受付時間を延長してほしい。土曜日の受付が出来ないか。

総務課長より「月末の土曜日の開設を検討している。」

(ロ) e-Taxで本人確認ができるので、納税者の履歴（諸届出書の記録等）を検索できるようにしてほしい（消費税の簡易課税、課税事業者等の届出後時間が経ったり、税理士が変わった場合等、容易に確認できるように）。

注）プレプリントの消費税の申告書用紙に

も何らかの判別できる印を印字できないか。

総務課長より「要望を局へ上申します。」

(ハ) 電子納税をするためには、金融機関の電子納税用の口座の開設が必要であるが、その開設口座には、「管理手数料」等がかかるようだが、無料化について当局から働きかけいただくことが出来ないか。

総務課長より「平成21年9月1日より『電子ダイレクト納税』が利用可能となる。

それは、無料で利用できるものでそれで解決できる。」（納税者と銀行で直接取引）

(2) 内部事務の一元化による窓口サービスについて

税理士、納税者の声を聞いて、サービスが低下しないように取り計らって欲しい。

総務課長より「平成21年7月よりスタートします。なにぶん初めてのことで、ご迷惑をかけることもあるが、ご理解、ご協力をお願いしたい。また、提言があれば、お聞かせ願いたい。」

(3) 日本橋税務署に中央都税事務所の申告用紙、納付書等を保管、用意できないか。

総務課長より「運用上、難しい面もあるが、都税事務所と検討し、ご希望に添いたい。」

5 税務署からの連絡事項

(1) 管理部門

振替納税について

中村副署長より19年分所得税については前年並みの割合、消費税については3.3%の増加であった。

(2) 徴収部門

消費税を中心とした滞納発生の未然防止について

中村副署長より売掛債権等の差し押さえ等厳しく対応しています。

(3) 個人課税部門

(イ) 平成21年分「消費税課税事業者の届出書」の提出について

伊藤個人課税第一部門統括官より平成21年分個人事業者に対する「消費税課税事業者の届出書等」の提出期限は平成20年12月31日です。

(ロ) e-Taxの利用により所得税から5,000円の
税額控除が受けられます。

(4) 資料情報部門

1月末提出期限の法定調書及び年末調整関係の
用紙配布について(大口配付先分)

田中個人課税第三部門統括官より

法定調書の発送は10月22日。

大口配布は10月30日、31日の両日。

(5) 法人課税第4部門

年末調整関係について

藤森法人課税第四部門統括官より

ゼロ納付の提出をお願い致します。

(6) 総務課

(イ) 電話相談の集中処理の全署拡大について

漆畑総務課長補佐より

11月4日よりスタートします。

10月24日で相談室を廃止します。

(ロ) 実態確認の実施について

税理士事務所を訪問しますので宜しく。

(ハ) 税務大学校公開講座の開催について

別紙

(ニ) e-Taxの利用のお願いについて

アンケート協力へのお礼があった。

(ホ) 書面添付制度の普及・定着について

添付のお願いがあった。

6 税理士会からの連絡事項

(1) 総務部

1月13日に賀詞交歓会を開催する。

(2) 研修部

11月10日、書面添付の研修会。

1月13日、新春講演会。

以上の報告があった。

(3) 広報部

11月1日、118号を発行する。

1月に119号、新春号を発行する。署長のご挨拶を頂きたくよろしくお願いする。

(4) 厚生部

署と5月に野球を行った。

12月にボーリングに署の方の参加ある。

(5) その他

会員から質問、要望があった。

日本橋支部常会

日時：平成20年10月20日 午後1時より

司会：総務部長

1. 支部長挨拶

中島支部長より会務報告、コールセンターへの参加、雑談室への参加等がなされた。

2. 各部報告

(1) 総務部

1月13日、賀詞交歓会。

6月22日、支部総会。

(2) 研修部

4月から11月の研修実施及び予定が報告された。

確定申告書手引きを1月に配布する。

(3) 広報部

広報誌の発行を年四回とした。写真を多くして、読みやすい紙面作りを目指している。会員の方々に原稿をお願いする時は、ご協力下さい。

(4) 厚生部

野球部、囲碁部、テニス部他の活動が報告された。

12月に予定されているボーリング大会の案内がされた。

来年3月に明治座での観劇会「三平物語」を企画している。

(5) 組織部

災害時の緊急連絡網の充実を図っている。

(6) 経理部

支部会費の納入状況が報告された。

口座振替での会費納入を推奨している。

(7) 綱紀監察部

綱紀事案は、発生していない。

税理士証票の点検を3年サイクルで行っている。21年に点検を予定している。

(8) 税務支援対策部

無料相談等への会員の協力への感謝及び参加要請があった。

確定申告時の無料相談の依頼文書を送付するので、協力出来る方は協力できる旨、記入の上、返信願いたい。

3. 各委員会からの報告

(1) 法対策委員会

9月の合同会議参加の報告があった。

(2) 情報システム委員会

e-TAX関連の研修会を開催する。

4. 理事会報告

秋元理事より4月から10月までの理事会の報告があった。

[研修部]

研修会の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会》

日 時：平成20年10月17日（金）13:30～16:30

講 師：内田久美子先生（弁護士）

会 場：中央区役所8階

テーマ：内部統制について

日 時：平成20年10月20日（月）14:00～17:00

講 師：日本橋税務署 担当官

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：所得税、資産税、消費税、法人税の改正点及び誤りやすい事項

日 時：平成20年10月28日（火）13:00～16:00

講 師：日本橋税務署 担当官

中央区役所 担当官

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：年末調整

日 時：平成20年11月10日（月）13:30～16:30

講 師：宮川雅夫先生（税理士）

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：新書面添付制度の理論と実務

日 時：平成20年11月11日（火）18:00～20:00

講 師：望月文夫先生（税理士）

会 場：日本橋支部会議室

テーマ：国際税務 第一回 国際税務の考え方

※ 夜間連続研修会

日 時：平成20年12月2日（火）18:00～20:00

講 師：望月文夫先生（税理士）

会 場：日本橋支部会議室

テーマ：国際税務 第二回 国際税務の制度と適用

※ 夜間連続研修会

日 時：平成20年12月16日（火）14:00～17:00

講 師：小池正明先生（税理士）

会 場：銀座プロッサム ホール

テーマ：「新事業承継制度の導入と実務」

～平成21年度税制改正をふまえて～

※ 第一ブロック合同研修会（第二回）

《今後の予定》

日 時：平成21年1月13日（火）15:30～16:30

講 師：上野道善大僧正 氏（東大寺第219世別当）

会 場：ロイヤルパークホテル

テーマ：新春にあたり、さまざま

※ 支部新年賀詞交歓会 第一部

日 時：平成21年1月16日（金）18:00～20:00

講 師：望月文夫先生（税理士）

会 場：日本橋支部会議室

テーマ：国際税務 第三回 国際源泉課税の適用

※ 夜間連続研修会

日 時：平成21年2月3日（火）13:30～16:30

講 師：日本橋税務署 担当官

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：平成20年分確定申告にあたっての留意点

日 時：平成21年2月6日（金）10:30～12:00

講 師：中央都税事務所 担当官

会 場：日本橋支部会議室

テーマ：第一部 地方法人特別税の説明（仮題）

第二部 eL TAXについて（仮題）

[厚生部]

〈野球部〉

10月9日に第一ブロックリーグの3戦目、4戦目が行われ、芝支部に11対15、神田支部に4対9でいずれも負けてしまいました。11月14日には麴町支部と最終戦が行われ、なんとか7対7の引き分けとなりました。

11月14日は、試合前、大学生の臨時コーチをお願いしバッティングの個別指導をしてもらいました。コーチは大学で女性の野球チームの監督をしていたとのことで、わかりやすいアドバイスを頂

望月文夫先生の夜間研修会



き、麴町支部相手に相手のミスではなく打って7点を取ることができ、来年につながる試合ができたのでないかと思います。

これで、今シーズンの第一ブロックリーグが終わり、成績は1勝3敗1引き分けとなり、6チーム中5位という結果に終わりました。

＜ブロックリーグ最終成績＞

1位 麻布支部

(4勝1引き分け:得失点差により優勝)

2位 芝支部 (4勝1引き分け)

3位 麴町支部 (2勝2敗1引き分け)

4位 神田支部 (2勝3敗)

5位 日本橋支部 (1勝3敗1引き分け)

6位 京橋支部 (5敗)

これで今シーズンの試合がすべて終わりましたが、ここでの報告も情けないことばかりで申し訳ありませんでした。来年は勝った試合のご報告をたくさんし、皆様が楽しく読んでいただけるよう頑張ります。

櫻井和儀

＜ゴルフ部＞

第266回T.N.G会は、11月5日 名門戸塚カントリー倶楽部にて20名の参加者で開催しました。

優勝は、内田 孝会員、2位が森 一郎会員、3位が岡本 八郎会員、ベストグロス森 一郎会員という結果になりました。今回は、男子トーナメントが開催された戸塚ということもあり大勢のご参加ありがとうございました。残念ながら、トーナメントコースとは、異なりましたが、良いコンディションのコースでした。次回も新しい参加者をお待ちしています。



男性最高齢参加
五関貞明会員 (素振り満点)



女性最高齢参加者
浅野凧子会員

○成績

優勝	内田 孝	G104	N68
2位	森 一郎	G80	N70
	(ベストグロス賞)	アウト40	イン40)
3位	岡本 八郎	G87	N73



第266回 参加者

＜囲碁部＞

10月24日(金)、秋季支部囲碁大会が当支部会議室で開かれました。会員それぞれ事情があり、参加者は10名となり、A、B二組に分かれて、熱戦が繰り広げられました。囲碁は二人で争うゲームですから、5名ずつの組分けとなると、A組B組入りまじってそれぞれ1回は対戦することとなり、ハンディ差や若手の存在で組み合わせに運、不運がありましたが、各人全力を尽くして勝負が行われました。結果は、次のとおりです。

A組

優勝 小林 進 五段
準優勝 大久保速雄 五段
1位 谷本 滋朗 七段

B組

原口 義弘 四段
花山 三郎 三段
下川 芳史 四段

12月18日(木)には、日本棋院の小林健三七段を迎えて、三面打ちの指導碁があり、支部囲碁同好会の総力を挙げての挑戦が行われました。

平成21年前期の日程は、1月10日京橋支部との親善囲碁大会(参加者10名)、3月27日春季支部囲碁大会、4月10日プロ棋士指導日のほか、月例会は、1月22日、2月6日、5月15日、6月26日を予定しています。

＜歌舞音曲部＞

当支部歌舞音曲部員大活躍

支部会報118号掲載のプログラムによる去る10月18日の第23回「カラオケ発表会」に陽気にも恵まれ順調にかつ盛大に終わりましたことを支部会員の皆様方の御協力による賜物と厚くお礼申し上げます。

つづいて11月17日専税協議会による「カラオケまつり」は実行委員長、司会、出演、福引出演等に大勢の当歌舞音曲部会員が参加して会を盛り上げましたことを感謝申し上げます。

今後の「カラオケ祭」には多数の過去祭のグラ

ンプリ経験者が出演しましたがやはり当支部カラオケ発表会の出演に較べて格段の違いがあるのを知らされました。次回からはもう少し頑張らなくちゃと感じた次第です。

歌舞音曲部長 中島 重敏

〈テニス部〉

秋季東京税理士会テニス大会が有明テニスの森庭球場にて10月7日（火）に開催されました。日本橋支部からは、男子ダブルスとして松下・野沢、佐々木・青木の2チーム、混合ダブルスとして丹羽・岩川チームが参加しました。いずれのチームも予選で検討し上位グループが集まるトーナメント戦へ進んだものの本戦では3チームとも1回戦で敗退してしまいました。

11月4日（火）は品川プリンスホテルのコートで松岡コーチ指導のもと練習を行いました。松岡コーチも我々のクセをよく知っており、「ストロークは、ここがポイント。ボレーはこうやって！サーブは・・・」と丁寧にアドバイスをしてくれます。しかしながら、なかなか上手くならないところがテニスの面白いところ。

11月7日（金）は京橋支部と合同練習会を開催しました。8月から続いている合同練習会、お互い刺激し合うところもあり今後も続けていきたいと思っています。



東京税理士会支部対抗テニス大会が有明テニスの森庭球場にて11月18日（火）に開催されました。日本橋支部からは、松下、中島、佐々木、桜井、野沢、青木、岩川の7名が参加しました。今回は春季・秋季大会と異なり支部対抗の団体戦です。作



東京会テニス大会参加者

戦が悪かったのか、実力を出し切れなかったのか今回も入賞することができませんでした。

テニス部では繁忙期を除き月1回、松岡コーチ指導のもと楽しく練習会を行っております。そして練習会後の飲み会も和気あいあいとアットホーム！新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は支部事務局までご連絡下さい。

〔組織部〕

11月17日

日本橋支部緊急連絡網（所属ブロック分）を全会員に向け発送しました。記載誤り等がありましたら事務局までご連絡願います。

〔綱紀監察部〕

1. 以下の会議が開催されました。

支部と署の綱紀監察連絡協議会

日 時：平成20年11月18日（火）

午前10時30分より

場 所：日本橋支部事務局

出席者：日本橋税務署より室橋総務課長、漆川総務課長補佐

芝税務署より平栗税理士専門官

支部より井上、小出、石井

議 題：綱紀問題、にせ税理士の実態及びその予防対策等について



綱紀監察連絡協議会

(1) 懲戒処分、嚴重注意処分の内訳及び実態

昨年度税理士非行事案で調査に着手した54件のうち、44件に違反行為が見つかり、12件が懲戒処分となった。自己脱税によるものが6件と最も多く、その他脱税相談、名義貸しなどがあった。また32件の嚴重注意処分には名義貸し、使用人監督義務違反などが多かった。監督事案の

公

告

新年賀詞交歓会のお知らせ

毎年恒例の新年賀詞交歓会を平成21年1月13日（火）に行います。今回より、会場をロイヤルパークホテルに移して、開催します。15:30分から「東大寺第219世別当の上野道善大僧正の講演が行われます。多数の会員の参加をお待ちしております。

平成21年支部総会のご案内

平成21年の支部総会の日程が下記のように決まりました。

平成21年6月22日（月）、会場はロイヤルパークホテルです。予定に入れておいてください。

調査83件のうち69件でにせ税理士行為が見つかり、67件が嚴重注意処分、2件が刑事告発になった。

(2) にせ税理士等の実態

ある程度の税知識のある者と顧客がいることにより発生する問題で、事務所職員や他士業が係わっている場合が多く、計算センターで申告書の作成まで行っている事例や不動産取引会社が節税を謳い文句に集客し申告書の作成まで行っている事例などの報告があった。

(3) にせ税理士の防止対策への協力

申告書への自署押印、調査立会時の税理士証票の提示、大量の申告書提出者の一括提出、関与先名簿の提出、業務処理簿の作成などに協力することなどが防止につながる。

(4) 会員及び事務所職員に税理士関係法令、会則等を周知させる方法の検討

「ありがちな違反行為に注意を促す方法はないか」、昨年この会議の議論から会報にほんばしに綱紀監察シリーズ「それって違反」の連載を始めていることなどを報告した。

2. 「税理士証票」及び「会員章（バッジ）」の所持確認について

平成19年度所持確認未了の方について、平成21年2月2日（月）午前10時から午後4時まで、支部会議室にて所持確認を実施いたします。

〔法対策委員会〕

10月14日、法対策委員会を開催し、本会法対策委員会より依頼のあった「支部法対等における課題検討について」役員から提出された意見、アンケートの取りまとめを行い、10月17日本会法対策委員会に提出した。

〔情報システム委員会〕

情報システム委員会活動報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会》

日 時：平成20年11月14日（金）10:00～12:00

講 師：秋元 玲子先生（税理士・情報システム委員）

会 場：日本橋支部事務局

テーマ：電子申告実践研修会

参加者：32名

《今後の予定》

日 時：平成21年1月9日（金）17:30～19:00

講 師：秋元 玲子先生（税理士・情報システム委員）

会 場：日本橋支部事務局

テーマ：電子申告実践研修会

- ① クライアントの開始届出書作成、送信
- ② e-Taxソフトで源泉所得税の申告・納税
- ③ e-Taxソフトで法定調書作成
- ④ 質疑応答（e-Taxについて、何でもOKです。）

中央都税事務所からのお知らせ

～23 区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成21年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係
申告期限	平成21年2月2日(月)

・平成20年税制改正において耐用年数省令の見直しが行われ、機械及び装置を中心に減価償却資産の耐用年数表が変更されました。固定資産税(償却資産)においては、既存資産を含めて、平成21年度分から、改正後の耐用年数表が適用となります。また、申告に際して、省令改正の適用に関する記載が必要になります。

詳しくは、「申告の手引き」または主税局ホームページをご覧ください。資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

【電子申告についてのお問い合わせ先】

eLTAX

(地方税ポータルシステム)

ホームページ

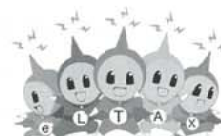
<http://www.eltax.jp/>



エルタックス

検索

クリック



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

サポートデスク

0570-081459

(IP 電話・PHS から)

03-5339-6701)

※ 午前8時30分から午後8時00分まで(土日祝・年末年始を除く)

「還付金詐欺」にご注意ください

主税局や税務職員を装い、医療費や税金などの還付金があると言葉巧みにだまして、携帯電話から指定した電話番号にかけるよう指示し、金融機関等のATM(現金自動預払機)を操作させ、多額の金額を振り込ませようとする「還付金詐欺」が都内でも多発しています。(実際に被害が発生しています。)

主税局では、還付金をお渡しするために、金融機関等のATMの操作を求めることは絶対にありません。ATMの操作を求められたら、それは「還付金詐欺」です。

不審に感じた場合は、相手の氏名、所属する部署名を確認のうえ、指定された電話番号にはかけずに、最寄りの都税事務所または主税局総務部総務課相談広報係(03-5388-2924)までご連絡ください。

万が一被害にあってしまったら、まずは警察に連絡してください。また、平成20年6月21日に施行された「振り込め詐欺救済法」により、被害回復分配金の対象になる場合があります。分配を受けるには、金融機関への申請が必要です。詳しくは、振り込みを行った先の金融機関にご相談ください。

【お問い合わせ先】中央都税事務所 電話03-3553-2151

支部会員異動のお知らせ

平成20年9月16日～
平成20年11月30日

〈入会〉

10月4日 堀屋 武 〒103-0025
日本橋茅場町2-11-4
電話 090-4028-9011

10月15日 白井万佐夫 〒103-0021
日本橋本石町3-2-6
ストークビルディング本石7階
電話 3510-9105

10月21日 北川 嘉久 〒103-0025
日本橋茅場町2-3-6
宗和税理士法人
電話 3669-8085

10月23日 伊賀 忠義 〒103-0022
日本橋室町3-1-8
税理士法人協和会計事務所
電話 3241-4978

10月23日 市原 和洋 〒103-0028
八重洲1-4-21共同ビル
電話 5201-6559

10月23日 川崎 愛子 〒103-0023
日本橋本町4-4-16
日本橋内山ビル3階
福田勉税理士事務所
電話 3277-0871

11月1日 園田 洋司 〒103-0014
日本橋蛸殻町1-37-4
AJ日本橋ビル6階

11月19日 熱田 裕子 〒103-0004
東日本橋3-9-3-503号
電話 5641-9870

11月19日 飯塚 明浩 〒103-0025
日本橋茅場町2-11-4
渡辺第5ビル4階
電話 3249-6609

11月19日 市川 康明 〒103-0002
日本橋馬喰町1-1-2
ゼニットビル7階
電話 5641-6544

11月19日 高津理英子 同上
電話 5641-6488

〈転入〉

9月30日 金成 眞一 〒103-0003
日本橋横山町1-3
OKK日本橋ビル2階
湯澤勝信税理士事務所
電話 3639-1881

10月3日 齊藤 由利 〒103-0027
日本橋2-15-3
グレイスビル日本橋4階
電話 6214-3838

10月10日 塩井 幸雄 〒103-0023
日本橋本町4-2-12
電話 3517-2105

ちょっとひとこと

— なんで裁判員に！ —

年末に裁判所から「裁判員候補者名簿に載りました」との通知が届いた人もいます。新聞やテレビの取り上げ方は、裁判員に選ばれたらどうしようなどとネガティブな報道が多い。しかし、制度導入の理由はと問われるとはっきり答えられない。そこで、日弁連の「司

法シンポジウム・展示パネル集」に次の記載を見つけた、「法律専門家お任せ裁判」から「市民の納得裁判」へ、「市民参加は民主主義の基礎」これについての説明で、日本は、「国の主人公は国民」である民主主義の国。これまで国民は、立法にも行政にも選挙を通じて参加していましたが、司法だけは参加制度がありませんでした。遅れましたが、ようやく実現したのが「裁判員制度。」これで納得…？

(笠倉純二)

10月15日 根本 俊一 〒103-0001
日本橋小伝馬町6-11
KL日本橋ビル5階
電話 6682-0193

11月1日 高橋 順司 〒103-0026
日本橋兜町17-1
日本橋ロイヤルプラザ709
電話 5614-2107

11月18日 萩原 栄 〒103-0027
日本橋3-6-7-501号
税理士法 フェニックス東京事務所
電話 6202-1240

11月20日 石坂 好識 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話 3231-1858

〈法人転入〉

税理士法人フェニックス東京事務所
〒103-0027 日本橋3-6-7-501号
電話6324-9237

〈事務所住所変更〉

湯澤 勝信 〒103-0003
中央区日本橋横山町1-3
OKK日本橋ビル2階

田嶋 俊也 〒103-0002
日本橋馬喰町1-4-14
パシフィックレジデンス
日本橋馬喰町1101号

植田 寿敏 〒103-0007
日本橋浜町2-18-4
日本橋白嶺ビル8階

高田 公子 〒103-0008
日本橋中洲2-3

サンヴェール日本橋水天宮605
石村 満彦 〒103-0023
日本橋本町1-6-3
日本橋ダイヤモンドマンション401号室
電話 3516-2677

仲村 匡正 〒103-0013
日本橋人形町1-12-11-1903

〈事務所名称変更〉

高橋 勝彦 高橋勝彦税理士事務所
岩澤 尚也 同上

〈転出〉

伊藤 哲男 麻布支部へ
田中 健一 世田谷支部へ
山口 登 神田支部へ
門脇 理恵 京橋支部へ

〈退会〉

阿久津 隆 業務廃止
萬羽 将 “
桑原 盛一 千葉県会へ
宮田 房枝 東海会へ

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

金森 三郎 大正5年6月1日生まれ92歳
平成20年10月1日死亡
宮田 章 昭和10年5月30日生まれ73歳
平成20年10月6日死亡



綱紀監察シリーズ

それって違反? <4>

「税務代理権限証書」を提出しないのは… **NG**

でも、**所得税の申告**では忘れがち。
ニセ税理士を防ぐためにも役立ちます。

(税理士法第30条)



業界夜話

米国のサブプライムローンの破綻に始まった、世界的規模の金融不安に、余すところなく、翻弄されている感のする、今日この頃である。

国内では大企業が雇用調整を開始して、非正規社員のみならず、正規社員にまで解雇通知が送られ、職を失い、住まいを追われるなどの報道が昨年末には頻繁に行われた。新年を迎えたのに、寒々しい世の中である。

我々のクライアントである、中小零細の事業体もご多分に漏れず、昨年8月以降は売上げの減少が続いている。当然のことながら経営者は、経費の削減に向けて思案する。するとその矛先は顧問報酬の引き下げ要求となって表れる。

20年程前、土地バブルが弾けて、顧客の減少を体験したが、またぞろ同様なことが起こりそうである。このところ会社設立の話は少なく、解散、清算に関する相談が多く、わが業界も世間並みに業績が悪くなる方向に向かうのではないだろうか。

こんな状況の業界に影響が出そうな計画を、経済産業省が「中小企業のIT活用による生産性向上」中小企業向けSaaS（サーズ）活用基盤の整備をすすめるとして「J-SaaS」との名称で平成21年3月末からサービスを開始することの計画が進んでいる。

このビジネスモデルは初期のシステム構築費用を国費で賄い、その後の運用を民間の事業者任せると言うもので、この仕組みを利用すると安価な料金で会計の自計化が進み、余裕の出来た時間を営業等に向けることが出来るので業務の効率化が図れ、これにより中小企業の生産性が向上するとしている。

ホストコンピューターにデータを蓄積し決算書の作成、e-Taxを利用したの税務申告までを予定している。

税務申告は本人申告であれば、何等問題は生じないが、税理士資格者以外がサポートすると、税理士法違反となるのではないかと思えるので注視していきたい。

浅見達雄



編 集 後 記

謹賀新年 昨年は波乱の年でした、今年はどうなるか 希望より不安を抱えている方が多いように思えます。

金融危機に続き世界経済のデフレ傾向 日本経済も影響を必ず受けるはず こんな思いが不安に繋がるような気がします。

しかし、今 将来の事を念頭に置き適切な手段をとる時であるような気がします

財政支出の拡大？

新年から このような話はむいていませんね

今回も広報部一丸となり 奮闘し第119号を発行することができました。ご寄稿いただきました会員の協力の賜物と感謝申し上げます。

次号は次のような予定になっていますので、ご寄稿をお待ちしています。

○第120号 締め切り 平成21年3月末日

○発行予定 平成21年5月1日

編集委員 浅見達雄 笠倉純二 石橋國朗
安藤克己 土屋胖穂

東京商工会議所の

無担保・無保証人融資（マル経融資）のご案内

～ 先生ご自身・顧問先事業所様の事業資金にご活用下さい！～

「マル経融資」は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で（保証協会の保証も不要）商工会議所の推薦に基づき融資される国（日本政策金融公庫）の融資制度です。

＜融資対象となる方＞

- 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の法人・個人事業主の方
（パート・アルバイト、法人企業の役員・家族従業員等は除きます）
- 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営んでいる方
- 日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- 税金（所得税・法人税・事業税・住民税等）を完納している方 など

＜ご用意いただく書類＞

- 個人事業主の方
 - ・前年・前々年の青（白）色決算書および確定申告書（控）
 - ・所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
 - ・（設備資金をお申込みの場合）見積書・カタログ 等
- 法人企業の方
 - ・前期・前々期の青（白）色決算書および確定申告書（控）
 - ・（決算後6か月以上経過の場合）最近の試算表
 - ・法人税・事業税・法人住民税の領収書又は納税証明書
 - ・商業登記簿謄本
 - ・（設備資金をお申込みの場合）見積書・カタログ 等

※不動産をお持ちの方で新規申込の場合は、現在の権利関係が記載されている不動産謄本の提示をお願いします。
※必要に応じて追加資料をお願いする場合がございます。

融資の条件

資金使途

運転資金
設備資金

融資限度

1,000万円

返済期間

運転資金 5年以内
設備資金 7年以内担保
保証人

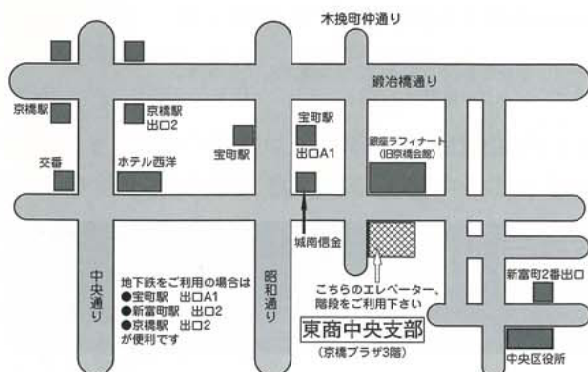
不 要

（保証協会の保証も不要です）

利 率

年2.20%

（平成20年12月18日現在）



【お問い合わせ・お申し込み】

東京商工会議所 中央支部

〒104-0061

中央区銀座1-25-3 区立京橋プラザ3F

TEL 3538-1811 FAX 3538-1815

トナーカートリッジ斡旋事業

地球環境に
優し
い
リサイクルトナーで経費削減

リサイクルトナーカートリッジ
回収→再生→お届けまで

リサイクルトナーカートリッジは、ユーザーから使用済みカートリッジをお預かりして消耗品の交換やトナーの再充填を行った上で元の使用者に届けるため、製造コストが安く、メーカー純正品の3分の1程度の価格で供給が可能です。
また使用済みのカートリッジを3〜5回再生使用することにより、原油の使用量や有害物質の排出量の削減につながり、地球環境の保護にも役立つものです。



純正品の約1/3の価格、
純正品と同様の印字状態を実現

現在、レーザープリンターでモノクロを1枚印刷すると、その単価は紙代やトナー代を含めておよそ1枚7円程度。これをリサイクルトナーカートリッジを使うことによってその単価をおよそ1円程度に抑えることが可能となりました。
使ってみませんか、リサイクルトナーカートリッジ！

純正トナーカートリッジ コスト比較 リサイクルトナーカートリッジ

<EPSON LPA3ETC13の場合> トナーカートリッジは3回までリサイクル可
(定価 ¥42,000、組立員価格 ¥33,600)

●例① 新品の純正品を4回使用したときの例

新品純正品	新品純正品	新品純正品	新品純正品	計
¥33,600	¥33,600	¥33,600	¥33,600	¥134,400

●例② 新品の汎用品を1回使用し、以後同品を3回リサイクルして使用したときの例

新品汎用品	リサイクル	リサイクル	リサイクル	計
¥25,725	¥12,495	¥12,495	¥12,495	¥63,210

差額
(削減コスト)
¥71,190

<CANON EP-65の場合> トナーカートリッジは5回までリサイクル可
(定価 ¥42,000、組立員価格 ¥29,820)

●例① 新品の純正品を6回使用したときの例

新品純正品	新品純正品	新品純正品	新品純正品	新品純正品	新品純正品	計
¥29,820	¥29,820	¥29,820	¥29,820	¥29,820	¥29,820	¥178,920

●例② 新品の汎用品を1回使用し、以後同品を5回リサイクルして使用したときの例

新品汎用品	リサイクル	リサイクル	リサイクル	リサイクル	リサイクル	計
¥22,050	¥9,030	¥9,030	¥9,030	¥9,030	¥9,030	¥67,200

差額
(削減コスト)
¥111,720

※トナーカートリッジのリサイクル可能回数は機種により異なります。(モノクロ/通常3〜5回、カラー/1回)

純正品のトナーカートリッジもお求めやすい価格になりました

- ・商品は、代金引換での発送になります。(振込ご希望の方はお問い合わせください)
- ・送料、回収費用、代引き手数料は無料です。
- ・再生品のお届けには、10日前後を要しますので、予備のカートリッジをお持ちすることをお勧めいたします。
- ・トナーカートリッジの再生は、機種により3〜5回となります。(カラー機種は1回)
- ・新品(純正品・汎用品)も、組立員価格でお取り扱いいたします。
- ・製品に不具合が発生した場合は、代替品の発送をもって対応させていただきます。

お問い合わせ・お申し込み先／(株)日税ビジネスサービス TEL 03(3361)5555

東京税理士協同組合

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館 別館2階 TEL 03(5363)2011(代) <http://www.tozeikyo.or.jp>

顧問料
の集金

時間にゆとり、
気持ちにゆとり。
そして、関与先との
強いつながりのために。



税理士協同組合の報酬自動支払制度

税理士報酬専門の口座振替による自動集金システムです。
e-NET (オンライン型)とPOST (郵送型)の2つの方式から選べます。

税理士協同組合事務代行社

株式会社 日税ビジネスサービス

TEL 0120-155-551

URL <http://www.nichizei.com/nbs/hs/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

税理士とその関与先のために



NICHIZEI GROUP

日税グループからの
お知らせです。

不動産
の売買

《税理士界ひとすじ25年

感謝を込めてつなぐ広げる 日税の輪》

25年の実績と信頼で、
不動産案件に守秘・誠実対応！

売却・購入

相続

不動産M&A

広大地評価

鑑定評価

有効利用

不動産のことなら
なんでも
ご相談ください。



税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

がん保険

医療の進歩に対応したアフラックの
いちばん新しい
「がん保険」誕生！

全税共会員の皆様は
「集団取扱」で
保険料が割安！

生きる気持ちに、本気で応える
**アフラックの
がん保険**

新登場

■トータルケアプラン300S・200S・140S

安心1

がんと診断後の一時金に加えて、
2年目から5年目までの4年間*
ライフサポート年金でしっかり応援！（※生存されている場合）

安心2

がんの通院治療は充実の日額1万円保障！

安心3

多様化する先進医療にも対応！
先進医療の種類によって、所定の限度額を上限に実費を
給付金としてお支払いし、さらに一時金の保障もあります。

安心4

訪問面談・専門医紹介 新登場！
このサービス（プレミアサポート）は、株式会社法研が提供するサービスです。

★詳しくは、パンフレットをご覧ください。

引受保険会社／アフラック 系列法人 第四支社 TEL03-3344-1429

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル17階 AF012-2008-0114 5月15日

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 共栄会保険代行

TEL 03-3340-5533

URL <http://www.nichizei.com/khd/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

団体長期
所得補償

■全国税理士共栄会

正会員（税理士）、準会員（関与先など）の皆さまへ

VIP大型総合保障制度

団体長期障害所得補償保険

あなたが病気やケガで働けなくなった時、
収入を維持していくための保険です。
しかも、1～2年の短期補償ではなく
最長70歳まで毎月保険金をお支払
いする超長期補償です。

◎保険料は団体割引30%（全税共の
スケールメリット）適用。



■税理士協同組合

組合員の先生・事務所勤務の皆さま専用

集団扱 自動車保険・火災保険

◎年払：一般でのご契約より保険料が5%割引となります。
（集団扱一括払による割引）

集団扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が
損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、
取扱代理店またはお近くの損保ジャパンにお問い合わせください。

引受保険会社／株式会社 損害保険ジャパン 営業開発第二部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL03-3349-4034 SJ08-01823 (2008.6.5)

お問い合わせ先 ■全税共・税理士協同組合指定代理店

株式会社 日税サービス

TEL 03-5323-2111

URL <http://www.nichizei-net.com>

〒163-0709 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング9階

支部と署の第31回 定例連絡協議会



挨拶をする中島支部長



▲ 質問する滝口会員

ボウリング大会



▲ 始球式の支部長

